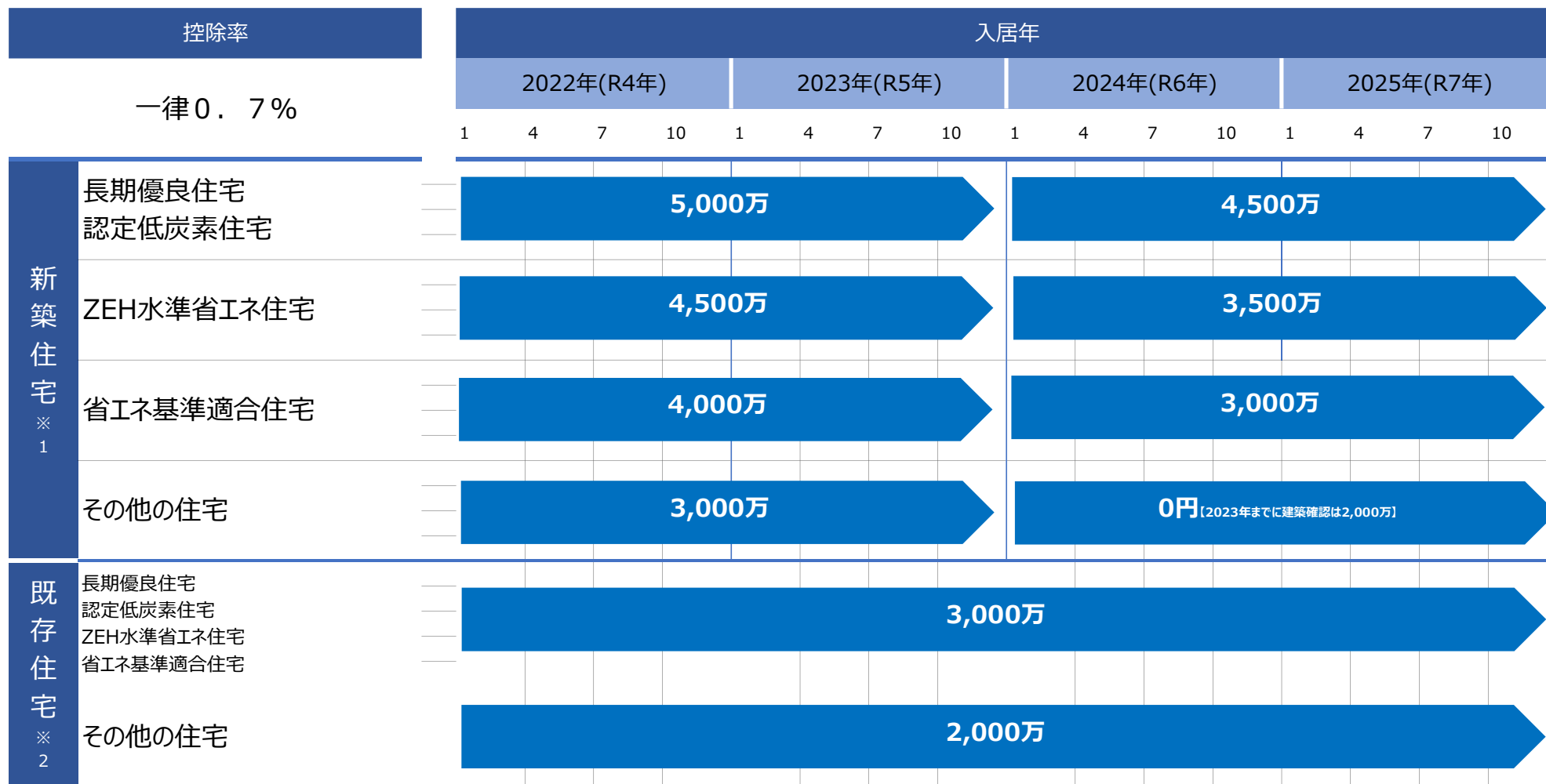


住宅借入金等特別控除



※1 【控除期間】13年(その他の住宅は2024年以降入居の場合10年) 【所得要件】2,000万円以下

【面積要件】50㎡以上(新築住宅に限るが、2023年までに建築確認住宅は1,000万円以下なら40㎡以上も可)

※2 【控除期間】10年 【所得要件】2,000万円以下

【面積要件】50㎡以上 【建築年要件】昭和57年以降に建築された住宅(新耐震基準に適合するもの)